

平成18年9月改正の石綿障害予防規則（新石綿則）に対する  
「当社が過去に販売したアスベスト含有製品」の見直しについて

平成18年9月改正・施行されました「労働安全衛生法施行令」と「石綿障害予防規則」（新石綿則）におきまして、アスベストを含有する製品を取り扱う作業（製造・解体工事等）に係る措置内容・適用範囲が拡大されました。

製品中のアスベスト含有量につきましては、重量で1%を超えるものから0.1%を超えるものへと規制対象の範囲が改められました。

このたび、当社ウェブサイトにて公開しております「当社アスベスト（石綿）含有製品についてのお知らせ（平成17年8月30日付）」に記載の製品が、新石綿則の対象になるのかどうか見直しましたので、下記の通り、お知らせいたします。

記

「当社アスベスト（石綿）含有製品についてのお知らせ（平成17年8月30日付）」に記載している製品情報に変更はありません。

アスベスト使用期間以降におきましては、いずれの製品にもアスベストは使用していません。また、現在販売している当社製品にも、アスベストは使用していません。

以上